

第 15 号近江八幡市ふるさと応援寄附
推進事業ポータルサイト運営業務委託
における役務提供競争参加資格審査
申請書提出要項

近江八幡市役務提供競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する第15号 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務委託のプロポーザルに参加を希望する者で、「令和7年度近江八幡市役務提供競争参加資格者名簿（行政事務関係業務）」に登録されていない者は、以下の要領により申請すること。なお、登録は当該案件についてのみ有効とする。

1 審査基準日 公告日

2 受付期間、時間及び場所

- (1) 受付期間 令和7年10月22日（水）正午まで
- (2) 受付場所 近江八幡市役所 魅力発信課（旧土地開発公社）
- (3) 提出方法 持参又は郵送等（送付したことが証明できる方法に限る）

受付後、プロポーザルに参加する為の参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和7年10月27日（月）までに通知する。

3 提出部数 1部

4 有効期間 本プロポーザルに対してのみ有効とする。

5 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員及びその支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利

用するなどしていると認められる者。

- (4) 業務に関し、法律上必要とする許可・登録・資格を受けた者であること。(その必要がない業務については除く。)
- (5) 申請される事務所において、技術職員及び事務職員の適正な配置で業務が行われていること。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の3及び近江八幡市税条例（平成22年近江八幡市条例第77号）第44条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。(対象者がいない者及び市外で登録する者を除く。)

6 入札参加希望業務

入札参加希望業務は、「行政事務関係業務」のみとする。

7 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

1. 提出書類を下記番号順（①～⑦）にA4ファイル（青色系）に綴じて提出すること。
2. A4ファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。
3. ⑧返信用封筒についてはファイルに綴じこまないこと。

(2) 提出書類

提出書類	様式
ファイル（青色系）	
① 提出書類整理表	別様式
② 競争参加資格審査申請書	指定様式1
③ 納税証明書（写）※1	発行官公署の様式
④ 印鑑証明書（写）※1	発行官公署の様式
⑤ 商業登記簿謄本（写）※1	管轄法務局の様式
⑥ 財務諸表（写）	独自様式
⑦ 誓約書	指定様式2
⑧ 返信用封筒	長形3号

※1 発行後3箇月以内のものに限る。

8 提出書類作成上の留意事項

- (1) 文字は黒インキまたは黒ボールペンを使用して、楷書でていねいに書くこと。
(各枠内に入るゴム印またはタイプは可)
- (2) 記載要領等について

①提出書類整理表

1. 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、ファイルにとじこむこと。
2. 市内とは、本店、支店、営業所等を近江八幡市に有し登録する者、市外とは近江八幡市以外の本店、支店、営業所等で登録する者。

②競争参加資格審査申請書――（様式1）

1. 申請日は持参日を記入すること。
2. 申請者
住所、商号または名称及び代表者氏名は、本社（本店）について記載すること。
3. 委任先（受任者）
本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合

は記入すること。(委任先がない場合は空白)

4. 使用印

使用印については、本店若しくは委任を受けた事務所の入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領等に使用する印鑑(丸印(使用印)とする、ただし会社名のみの印影は不可)を押印のこと。

5. 担当者氏名及び連絡先記入欄

本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

6. 希望業務・許可資格・業務実績高

「行政事務関係業務」のみとする。

7. 経営規模・従業員数

「資本金」「当期利益」の欄には、直前第1期年度決算により記載すること。

なお、「資本金」については法人の場合は貸借対照表の資本金欄の額を、個人の場合は貸借対照表の資本金欄の額、または所得税青色申告計算書の元入金欄の額を記入すること。「当期利益」については税引前当期利益とする。

「従業員数」には、常勤の役員を含む技術職員及び事務職員の合計数を記載すること。

③納税証明書(写) — — — (発行官公署の様式)

1. 下表で該当するものを提出すること。

個人	市内の本店で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	市内の支店・営業所等で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
法人	市内の本店で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	市内の支店・営業所等で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの。 II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

2. 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

3. 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」(その3の3)

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」(その3の2)

4. 都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納(滞納)がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等に問い合わせること。なお、「都道府県税に未納(滞納)がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近の2箇年度分の「法人県(都道府)税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

5. 近江八幡市税については、収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。

証明書の発行については手数料、委任状等必要となりますので事前に収納課にご確認ください。

④印鑑証明書（写）――（発行官公署の様式）

1. 登録印鑑の原寸の写しであること。（拡大、縮小の写し不可）
2. 鮮明で、照合等が容易であること。
3. 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

⑤商業登記簿謄本（写）――（管轄法務局の様式）

1. 法人で登録を受ける場合は添付すること。
2. 申請時の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

⑥財務諸表（写）――（指定様式なし）

1. 直前第1年度分決算の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写しを提出すること。

⑦誓約書――（指定様式2）

近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、本社（本店）について記載することとし、使用する印鑑は実印とする。

⑧返信用封筒

1. 後日、郵送にて審査結果通知を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し、110円切手を貼付したもの）を同封すること。
2. また提出書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付する。

9 申請書提出における注意事項

- (1) 申請受付期間以外では受付しない。
- (2) 申請書、提出書類が不足している場合、または提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

10 申請書提出後の変更について

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参または郵送等とする。

11 登録取消等の処置

競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止等の措置を講じることがある。

問い合わせ先

近江八幡市総合政策部魅力発信課
〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地（旧土地開発公社）
電話 0748-33-3111（代表）
0748-36-5541（ダイヤルイン）
FAX 0748-32-3919